

三重県人権施策基本方針

(第三次改定)

差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現をめざして

2024(令和6)年3月

三重県



人権が尊重される社会の実現に向けて

人権は、誰もが生まれながらに持っている権利であり、人が人らしく生きていくための、誰からも侵されることのない永久の権利です。

人権の世紀と言われて幕を開けた今世紀も 20 年以上が経過しました。2016（平成 28）年に部落差別解消推進法をはじめとする差別解消三法が施行されるなど、一定の進展をみたものの、残念ながら、部落差別（同和問題）をはじめ、さまざまな人権問題が現在も発生しています。真に人権の世紀と言えるよう、私たちは率先して人権尊重の社会構築に向け、取り組んでいかなければならないと改めて感じています。

三重県では、2022（令和 4）年 5 月に「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を公布・施行しました。本条例は、人権尊重に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題を解消し、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものです。

この度、本条例の制定を受けて、条例で新たに規定した基本理念や人権をめぐる社会情勢をふまえ、それぞれの施策の目標とする「めざす姿」や方針を明確にするため、「三重県人権施策基本方針」（第三次改定）を策定しました。

差別をされる人がいるから差別があるのではありません。差別をする人がいるから差別があるのです。差別はする側の問題であることを認識し、私たち一人ひとりが、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、人権尊重の意識を高めるとともに、自他の人権を尊重する行動ができるよう、社会全体で取組を進めていくことが重要です。

差別のない人権が尊重される社会の実現に向けて、国、市町をはじめ事業者、NPO 等のさまざまな主体と連携・協働し、県民の皆様とともに、人権施策を推進していきます。

結びに、今回の基本方針の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました三重県人権施策審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました県民の皆様に心から感謝申し上げます。

2024(令和 6)年 3 月

三重県知事 一見 勝之

目 次

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯	1
2 めざす社会	2
3 基本理念	2
4 人権尊重のための基本姿勢	2

第2章 人権施策の推進

1 人権啓発および人権教育の推進	
(1) 人権啓発	6
(2) 人権教育	7
2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進	
(1) 相談体制の充実	8
(2) 紛争解決に向けた取組の充実	9
3 課題別施策の推進	
・部落差別（同和問題）	10
・子ども	12
・女性	14
・障がい者	16
・高齢者	18
・外国人	19
・患者等	20
・犯罪被害者等	21
・インターネットによる人権侵害	22
・性的指向・性自認	23
・ひきこもり	24
・あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、 災害と人権、貧困等に係る人権課題、 北朝鮮当局による拉致問題等 等）	25

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進	28
2 人権施策の推進体制と仕組み	28

(参考) 用語説明	30
-----------	----

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

1990（平成2）年には、あらゆる差別をなくすために、全国にさきがけて「人権県宣言」が県議会で決議されました。これを契機として「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を設け、県民の人権意識の高揚に向け、部落差別（同和問題）をはじめとする人権問題の啓発に取り組むことで、全ての県民の人権が尊重される社会の実現をめざしてきました。

1997（平成9）年には、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、1999（平成11）年、同条例に基づき、総合的に人権施策を推進するため、「三重県人権施策基本方針（以下「基本方針」という。）」及び「『人権教育のための国連10年』三重県行動計画〔計画期間：1999（平成11）年度～2004（平成16）年度〕」を策定しました。

その後、人権をめぐる社会状況の変化や策定後の人権施策の成果と課題をふまえ、基本方針を二度にわたり改定し、さまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、依然として、解消すべき差別が現存していることから、従前の条例を全部改正し、2022（令和4）年5月に制定した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（以下「差別解消条例」という。）」に新たに規定された基本理念や紛争解決体制の整備等をふまえ、基本方針を改定します。

県では、県政の長期的な方向性を示す「強じんな美し国ビジョンみえ」を2022（令和4）年10月に策定しました。政策展開の基本方向に「共生社会の実現」を位置づけ、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが個性や能力を持つ個人として尊重され、希望を持って日々自分らしく生きられ、自分の目標に向けて挑戦し、能力を発揮し、参画・活躍できるよう取り組むこととしています。今回の改定では、この「共生社会の実現」を、人権施策を推進するにあたっての基本となる考え方に反映しました。

また、誰一人取り残されることのない社会の実現をめざすSDGs（持続可能な開発目標）の理念をふまえ、性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、誰もが安心して暮らすことができる社会づくりの推進、ひきこもりなどの生きづらさを抱える人を社会全体で支える環境づくりの推進、「ビジネスと人権」に関する社会的な関心の高まりを背景とした取組の推進などの人権をめぐる社会の変化を反映しました。

今回の改定（「第三次改定」）では、2022（令和4）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）」などの結果をふまえるとともに、2015（平成27）年12月の第二次改定以降の取組を検証することで明確になった課題や残された課題への対応、今日的な課題を加えるなどの見直しを行いました。

この基本方針は、おおむね10年後の2034（令和16）年をめどに見直しを行います。

2 めざす社会

差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現をめざします。

3 基本理念

差別解消条例では、前文において「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による不当な差別も受けることなく、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない」として、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念の下に、「不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会を実現することを決意する」としています。

このため、あらゆる差別が許されるものではないという認識のもと、全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念とします。

(1) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現

- ・差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念などの改善に向けた取組を進めます。
- ・差別その他の人権問題の解消を図ることにより、全ての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、支え合う、共生社会の実現を図ります。
- ・人権侵害行為や、人権侵害行為を助長・誘発する識別情報等の摘示行為を行うことがないよう取組を進めます。

(2) 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

- ・対話を通じて差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であるという認識のもと、人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ります。
- ・人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進します。
- ・人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会全体で支えていきます。

4 人権尊重のための基本姿勢

人権が尊重される社会の実現には、県をはじめ、地域住民、事業者、NPOなどあらゆる団体の人権を尊重する取組が必要です。

また、誰もが社会から孤立することのないよう、市町をはじめ地域のさまざまな主体と連携しながら地域共生社会の実現に取り組むとともに、人権が尊重され、性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向・性自認等に関わらず誰もが参画・活躍できるよう環境づくりを進める必要があります。

事業者・NPO等も含め県民の皆さんの積極的な参画のもと、それぞれの地域をよ

りよくしていく活動を通じて、共に新しい三重づくりを進めていきます。

(1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割

差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現には、行政だけではなく、事業者やさまざまな団体、そして県民一人ひとりが地域社会を構成する主体として、差別の現状を認識し、人権尊重の視点に立って、それぞれの主体に応じた役割を果たすことが求められます。

①県（県職員）が取り組むべきこと

人権の尊重が行政の根幹であることを認識し、行政を推進するとともに、社会情勢の変化に伴い多様化・複雑化する人権課題の解消に向けて、国、市町や関係団体等と情報共有、連携し、人権施策を推進します。

ア 研修会等に積極的に参加し、人権課題を「自分ごと」としてとらえ、問題意識をもって取り組みます。

イ 業務や研修を通して人権感覚を磨き、さまざまな人権課題に対する理解を深めるとともに、地域社会の一員としても人権啓発の推進に努めます。

ウ 県のさまざまな施策の推進にあっては、常に人権尊重の視点を持って取り組みます。

②県民が取り組むこと

人権が尊重され、安心して生活できる社会づくりのためには、県民一人ひとりがその担い手として人権意識の高揚に努めるとともに、互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において主体的に行動することが求められています。

ア 研修会等に積極的に参加するなど、人権について、正しく理解しようとする心がけ、人権問題に対して傍観することなく解消に向け主体的に行動すること

イ 差別を「しない・させない・ゆるさない」という意識を常にもつこと

ウ 一人ひとりに多様な個性があることやさまざまな違いを理解し認め合い、お互い尊重し合うこと

③事業者が取り組むこと

現代社会において、事業者が人権尊重の視点に立って活動を行うことは、事業者が果たすべき社会的責任の一つとして求められています。

事業活動においては、従業員のみならず、消費者、取引先、地域社会などさまざまな利害関係者と関わっており、こうした全ての人の人権を尊重しなければなりません。

ア 事業者内のみならず、消費者や取引先等の人権に配慮した事業活動を行うこと

イ 研修会の実施や講演会への参加など、人権課題への理解を深めるために職場全体で人権尊重の意識を高めること

ウ 個人の能力と適性に基づく公正な採用と公平な処遇を行うこと

(2) 県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり

県民、事業者、NPOなどの地域社会の構成員が相互に連携を図り、差別を解消し、あらゆる分野で一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざし、各々の個性や特徴等を認め合いながら、さまざまな「人権が尊重されるまちづくり」の取組

をさらに広く県内各地で展開します。

ア 人権教育・人権啓発、相談・支援などの取組を促進するため、NPO、事業者などの取組を促進します。

イ 地域住民自ら主体的に地域に関わり、共に助け合い誰一人取り残されない社会を実現するため、県民、事業者、NPOなどあらゆる主体と連携して取組を進めます。

ウ 社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人ひとりがお互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを実現するための取組を実施していきます。

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」 (令和4年5月19日施行)

「人権が尊重される三重をつくる条例」の全部改正により制定されました。

- 不当な差別をはじめとする人権侵害行為の禁止が明記されました
- 人権問題に関する相談に応じる県の義務と相談体制が規定されました (令和5年4月1日施行)
- 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制整備について規定されました (令和5年4月1日施行)

『差別』を
しない・させない・許さない

三重県人権センターマスコットキャラクター
ミッコロ

詳細は

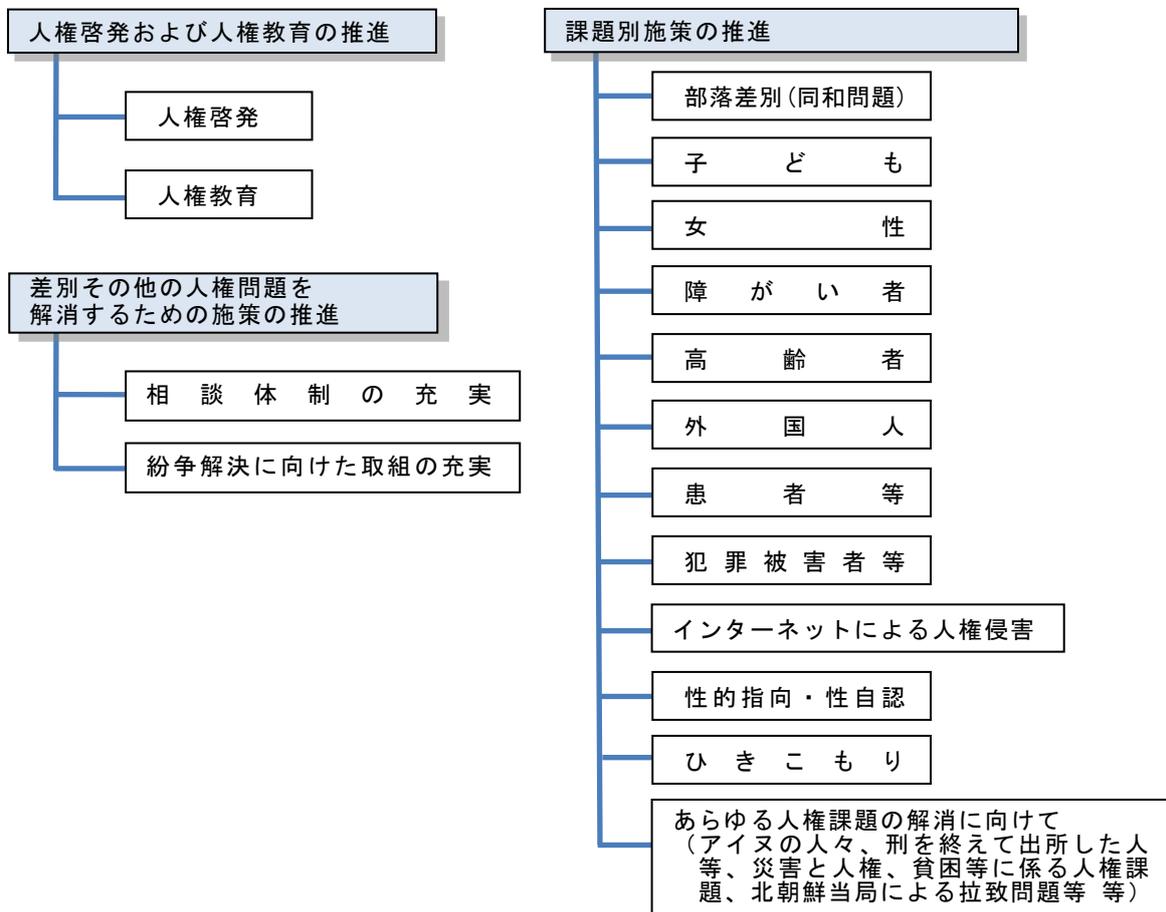
三重県 環境生活部 人権課
TEL : 059-224-2278 / FAX: 059-224-3069 / E-mail : jinken@pref.mie.lg.jp

第2章 人権施策の推進

人権が尊重される社会をつくるためには、県のあらゆる事業・業務において、人権尊重の視点に立った行政を推進していく必要があります。この基本方針は、そのための基本姿勢を示すとともに、県における人権施策を目的に応じた次の3つの施策分野に体系づけ、推進していくことを明らかにするものです。

- 1 人権啓発および人権教育の推進
- 2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進
- 3 課題別施策の推進

【施策体系図】



1 人権啓発および人権教育の推進

(1) 人権啓発

【現状と課題】

差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するためには、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動をとることが必要となることから、学校、家庭、地域、職場等さまざまな場において人権について理解を深めてもらえるよう啓発に取り組んできました。

人権啓発に係る取組については、三重県人権センターを中心にパンフレット・ポスターやテレビ・新聞等の広報媒体等による啓発のほか、研修会・講演会の開催、駅や商業施設での街頭啓発等を進めてきました。

しかしながら、未だに差別事象や人権侵害につながる事例が発生しています。2022（令和4）年度に実施した県民意識調査の結果では、総体的に県民の人権意識の高まりがみられるものの、人権課題別にみると、部落差別（同和問題）をはじめ、子ども、女性、外国人や障がい者等、依然として人権問題が解消されていない状況があります。

また、「最近5年間で、県や市町が主催する講演会や研修会に一度も参加したことがない」と回答した人の割合が79.3%となっていることから、より多くの県民がより高い人権感覚を身につけるためには、講演会のオンライン開催や社会的関心の高まった事象をテーマにした学習会等を開催するなど、より効果的な手法等を検討しながら、人権啓発活動を進めていくことが必要です。

加えて、地域等の実情や人権課題に応じたきめ細かな啓発活動を実施するため、地域や職場等において、啓発活動を担う人材を養成する取組が必要です。

【めざす姿】

県や市町等は、効果的な手法による多様な啓発を実施することで、県民一人ひとりが、さまざまな人権問題に関する正しい知識を習得しています。

県民一人ひとりが人権問題に対して傍観することなく、自らの問題としてとらえ、その解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組んでいます。

【基本方針】

- 人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、県民等の幅広い理解の促進を図るとともに、あらゆる人権課題について自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行います。
- 地域の状況に応じた啓発活動を、県民、事業者、団体、学校、ボランティア等のさまざまな実施主体と取組についての情報を十分に共有し、連携・協働しながら、家庭をはじめ、地域や職場等で進めていきます。
- 事業者等における人権にかかる自主的な取組を促進するための啓発を進めます。
- 地域等において、人権啓発活動を担う人材を養成する取組を推進します。

(2) 人権教育

【現状と課題】

学校では、教育活動全体を通じて人権の重要性や人権に関するさまざまな課題についての理解を深めるとともに、自他の人権を守るための行動につながるよう意欲や技能を育成しています。

しかしながら、依然として、偏見や差別、いじめ、児童虐待などの人権に係る問題が発生しているほか、インターネット上の悪質な書き込みの増加など、こうした課題への適切な対応が求められています。

また、差別を解消し、人権が尊重される社会の実現を図るため、地域住民の人権意識を高める学習機会の提供や参加・交流を促進する事業を実施するなど、生涯を通じて学習できる人権教育の充実が必要です。

【めざす姿】

学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を十分に身につけています。また、日常生活の中で人権尊重の考え方に反するような出来事をおかしいと思う感性や人権を尊重する姿勢を養い、行動に現れるよう人権感覚を十分に身につけています。

指導者の養成とその資質の向上を図ることで、人権尊重の理念について十分な認識を有した人権教育の指導体制が整っています。

【基本方針】

- 認定こども園・幼稚園・保育所等において自己肯定感を高め、豊かな情操や生命を大切に作る心、人権を大切に作る心を育てる取組を進めます。
- 学校教育においては、児童生徒の実態や地域の課題等に応じて学校が作成する人権教育カリキュラムを活用し、人権尊重の意識や自他の人権を守るための行動力を育む取組を、教育活動全体を通じて推進します。
- 社会教育においては、市町の主体的な取組の促進を図り、社会教育施設や隣保館等を拠点に人権に関する学習や情報の提供を積極的に行うとともに、民間の提供する学習活動とも連携し、さまざまな学習の場の人権尊重の視点を位置づけるような取組を進めます。
- 事業者や地域の団体等に対して、人権が尊重される職場づくりやまちづくりなど人権尊重の視点に立った活動の推進や人材育成を支援していきます。
- 人権に関わりの深い行政職員、教職員、消防職員、警察職員、医療関係者、福祉関係者、マスメディア関係者等の主体的な取組の必要性をふまえ、それぞれの関係者に対する人権教育の充実を進めます。

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1) 相談体制の充実

【現状と課題】

本県では、部落差別（同和問題）をはじめ、人権に関するさまざまな相談に対応するため、三重県人権センターに相談窓口を設置しています。

また、子どもや女性、障がいのある人、高齢者、外国人、感染症や難病、性の多様性などに関する相談については、各種相談窓口を設置し、対応しています。

しかしながら、「どんな相談窓口があるかわからない」、「どこに相談すればよいのかわからない」といった声があるとともに、2022（令和4）年度に実施した県民意識調査の結果では、人権侵害を受けた時の対応として、「何もせず、がまんした」が35.0%、「国の相談窓口相談した」が3.6%、「県の相談窓口相談した」が1.5%、「市町の相談窓口相談した」が2.9%となっており、行政の窓口相談した割合は、1割に達していないことから、相談者が必要な時に安心して相談できる相談窓口に関する情報の提供が必要となっています。

このため、ホームページや学習会等さまざまな機会をとらえて相談内容に応じた窓口と利用方法の一層の周知を図るとともに、多様化・複雑化する人権問題に関する相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の資質向上を図る研修を行い、相談者に寄り添った対応に努める必要があります。

【めざす姿】

相談機関相互の連携が図られており、円滑かつ迅速に対応できる相談体制が整えられています。

県民一人ひとりが抱える問題について、身近な相談窓口で気軽に、対話を重視し、相談者に寄り添った相談が受けられています。

【基本方針】

- 県民が迷うことなく人権問題に関する相談ができるよう、わかりやすい広報活動に取り組み、三重県人権センターをはじめ人権に関わる相談窓口の周知を図ります。
- 県民のさまざまな人権問題に関する相談について、差別解消条例に規定された相談対応（助言、調査、関係者間の調整等の必要な対応）が適切に実施できるよう、人権センターをはじめとして、それぞれの事案に応じた県の機関が主体となって取り組む体制の充実を図ります。
- 多様化、複雑化するさまざまな人権問題に関する相談に対応するために、相談員等の資質向上を図るとともに、相談機関相互のネットワークを民間の相談機関にも広げながら、相談者のプライバシーに配慮した実効ある相談・支援体制の充実を図ります。

(2) 紛争解決に向けた取組の充実

【現状と課題】

現在、人権侵害に対する被害者の救済については、法務局および人権擁護委員による人権相談や人権侵犯事件の調査処理、最終的な紛争解決手段である裁判制度のほか、労働問題、配偶者等からの暴力、児童、高齢者および障がいのある人に対する虐待等の分野においては裁判制度を補完する制度や被害者保護のための仕組みがあります。

また、緊急に避難や保護を必要とする女性や子どもの一時保護や自立支援等の取組を行っているほか、さまざまな人権侵害について各分野の相談機関が専門的に対応し、救済を図っています。

県では、相談対応では解決に至らなかった差別に係る事案に対して、差別解消条例に基づく「助言、説示、あっせん」の知事への申立てについて、調査審議を行うために「三重県差別解消調整委員会」を設置し、問題解決を援助することとしています。この仕組みが円滑に機能するよう運営する必要があります。

【めざす姿】

いじめや虐待を受けている子ども、配偶者等からの暴力を受けている被害者などの深刻な権利侵害に対して福祉、保健、教育、警察などの関係機関が家庭や地域社会と連携して取り組み、被害が救済されています。

差別解消条例に基づく「助言、説示、あっせん」の実施により、当事者間の問題解決が図られるなど、実効性の高い積極的な救済が図られています。

【基本方針】

- 人権問題に関する相談の内容は多種多様で、個々の相談窓口だけでは対応困難な事例もあるため、窓口相互のネットワークの連携強化や相談員の資質向上に取り組むとともに、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）など人権擁護の観点から看過し得ないものに対しては、機動的かつ柔軟に救済を図ります。
- 差別にかかる紛争については、知事による「助言、説示、あっせん」を迅速かつ適切に実施することで問題解決を図ります。
- さまざまな機会や手段を活用し、人権侵害への対応等について、周知・啓発を図ります。

3 課題別施策の推進

部落差別（同和問題）

【現状と課題】

2016（平成28）年12月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されました。法制定の背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為が多発していることがあります。

残念ながら、個人に対する差別発言や、同和地区の所在調査、行政機関への照会などの差別事案、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上での差別書き込み等が発生しています。差別解消条例第4条では、差別をはじめとする人権侵害行為を禁止するとともに人権侵害行為を助長する目的で人種等の属性の識別情報を公然と摘示することを禁止しており、これらの行為は、条例や部落差別解消推進法の趣旨に反します。特に、どこが同和地区であるかを公然と摘示することは、人権侵害行為の助長・誘発目的が強く推認されるものであるため、その行為そのものが差別行為となり、許されない行為です。摘示だけでなく、差別意識と偏見に基づく書き込みも溢れており、これらの情報を鵜呑みにしないよう、教育や啓発が重要です。

部落差別は多くの人々の努力によって、一定の改善はみられるものの、2022（令和4）年に県が実施した県民意識調査の結果では、結婚や住居の賃貸・購入に際しての同和地区（土地）に対する忌避意識が根強くあることが明らかになっています。

同和地区に対する忌避意識は、同和地区やその出身者に対する直接的な差別的視線というより、自分たちが同和地区出身者であると見なされることを避けようとするものです。同和地区出身者と見なされ、差別をされる側になることをおそれ、同和地区およびその近辺に居住することや同和地区出身者と結婚することを避けようとしません。その行為が差別を再生産していくこととなります。

差別は、する側の問題です。自身が同和地区出身者とみなされ、差別を受けるかもしれない立場になることを避けようとするのではなく、差別そのものが間違っているという認識をもつことが大切です。差別はする側の問題であるという認識を社会全体で共有できるよう、部落差別解消に向けた取組を一層推進していく必要があります。

また、部落差別に関する誤った意識に乗じ、事業者や行政機関等に高額な図書を売りつけるなどの不当な要求を行う「えせ同和行為」は、部落差別の解消を妨げる原因の一つとなっているため、国、県、市町、関係機関等が連携した取組を推進する必要があります。

引き続き、部落差別を重要な人権課題としてとらえ、これまでの人権啓発や人権教育の成果をふまえつつ、新たな課題にも対応できるよう、国、市町、事業者や関係団体等とも連携し、人権啓発・人権教育をより一層推進していくことが必要です。

【めざす姿】

これまでの取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別解消に向けた取組が積極的に行われています。

部落差別は許されないものであるとの認識のもと、県民一人ひとりが、自らの課題としてとらえ、主体的に差別解消に取り組んでいます。

【基本方針】

- 県民一人ひとりが部落差別の解消を自らの課題として受け止め、実際の行動に結び付くよう効果的な教育・啓発活動を積極的に推進します。
- 自己実現を図ることができる社会環境づくりに向け、関係機関等との緊密な連携を図りながら公正な採用選考の実現に取り組めます。
- 隣保館を拠点に、周辺地域を含めた地域社会における部落差別の解決に向けて、生活上の相談事業等を通じた地域住民の福祉の向上や啓発活動を促進するとともに、住民相互のつながりや理解を深めるための人権尊重のまちづくりの取組を支援します。
- 国や市町等と連携し、人権侵害に迅速な対応を行うなど、差別解消条例に基づき、被害者の視点に立って救済を図るよう取り組めます。また、身近なところで受けられる相談事業の充実等、相談者の立場に立った人権相談機能の充実に努めます。
- インターネット上の差別的な書き込みを未然に防止するための啓発に取り組むとともに、モニタリングを実施し、削除要請を行います。

「えせ同和行為」を排除するために

「えせ同和行為」とは

同和問題に対する人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。また、えせ同和行為の横行は、適正な行政推進の障害となるものであり、このようなえせ同和行為に対し、政府として一体的にその排除を推進しています。

「えせ同和行為」に対する政府の取組

えせ同和行為の横行は、国や地方の行政機関の差別解消の推進に対する大きな障害になるという認識に立って、その排除のために、中央においては「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を、地方においては「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、行政機関等が一体となってえせ同和行為の排除に努めています。

法務省人権擁護局ホームページを参考に作成

【現状と課題】

子どもの人権を尊重する意識を家庭や学校、地域社会に醸成する取組、いじめ・不登校・児童虐待等に関する相談体制の充実、子どもの育ちを見守り、子育てを支援する仕組みづくりに努めてきました。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題を克服するため、社会総がかりで取り組み、未然防止や早期発見・早期対応の取組が重要です。

不登校は、どの児童生徒にも起こり得るものであるという認識のもと、不登校の状態にある児童生徒の意思を尊重しつつ、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意し、個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。

児童虐待については、母子保健や子育て支援、教育施策との連携を一層推進し、出産前から就学期までの切れ目のない支援体制を構築することで、子育て家庭の育児負担、不安、孤立の解消を図り、児童虐待を未然に防止するとともに、身近な地域（市町）での虐待対応力を高め、虐待を早期に発見し、早期対応することで虐待の重篤化を防ぐことが必要です。

家事や家族の世話など、本来大人が担うと想定されているような、年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、「子どもとしての時間」が持てない子ども、いわゆるヤングケアラーは、これまでも存在していたと推測されるものの、課題として認識されていなかったものです。ヤングケアラーは、家庭内の問題であること、本人や家族に認識がないことなどから支援が必要であっても表面化しづらい構造となっており、早期に発見し、適切な支援につなげる必要があります。

生活困窮家庭の子どもに対しては、地域の状況に応じた学習支援の場を提供するとともに、教育相談や学習支援を実施し、高等学校等への進学や就職に結びつけるなど将来の自立に向けた支援を子どもと保護者の双方に行っています。引き続き、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを把握し、効果的な支援につなげていけるよう体制の整備を図っていく必要があります。

2023（令和5）年4月施行の「こども基本法」は、「全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す」こととしています。こうした趣旨をふまえ、子どもに係る施策を推進することが必要です。

【めざす姿】

子どもが権利の主体として尊重されるとともに、地域社会全体で子どもの豊かな育ちを支えています。

子どもが自らの意思を尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。

【基本方針】

- 子どもが、権利の主体として尊重されるとともに、自らの意見を表明することができる機会を設け、参加を促します。
- 子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域、事業者、団体などさまざまな主体が連携した取組を促進するとともに、家庭の経済的な状況など、子どもが生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望をもって成長し、自分らしい生き方を選択できるよう支援していきます。
- 子どもを虐待から守るために、行政等の関係機関と家庭、学校、地域社会における連携体制の整備を推進します。
- すべての子どもたちにいじめをなくそうと行動する力を育むとともに、社会総がかりでいじめ防止に取り組みます。

こども基本法の概要

【目的】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

【基本理念】

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こども家庭庁ホームページを参考に作成

【現状と課題】

県では、1999（平成 11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」の制定を受けて 2000（平成 12）年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、2002（平成 14）年に「三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。2021（令和 3）年から 2030（令和 12）年を計画期間とする「第 3 次三重県男女共同参画基本計画」では、新たに「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れ、「ジェンダー平等の実現」をはじめとする各ゴールとの関連性を明らかにし、分野横断的に取り組んでいくとともに、ダイバーシティの視点をふまえ、一人ひとりが性別等に関わらず個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められる社会を実現するため、総合的かつ計画的に取組を推進しています。

一方、内閣府によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に女性の就業や生活への影響が甚大であり、日本において男女共同参画が進んでいなかったことが改めて顕在化したことが報告されています。

引き続き、根深く残る性別による固定的役割分担意識の解消や、あらゆる分野における女性の参画の拡大を進めていくとともに、働くことを希望する女性やステップアップしたい女性が、希望に応じた働き方ができるよう、女性の目線に立った一層の環境整備が必要です。

また、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、職場等におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生しています。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者には女性が多く、その背景として、性別による社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が指摘されています。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、身体的・精神的に極めて重い被害を与えるものですが、被害に遭っても誰にも相談できない状況もみられます。

さらに、女性をめぐる課題はDV以外にも多様化、複合化しており、新たな女性支援の枠組みを構築するため「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が 2024（令和 6）年 4 月から施行されます。

こうしたことから、固定的な性別役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくりの推進とともに、性犯罪・性暴力被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目ない支援が必要となっています。

【めざす姿】

職場、家庭、地域社会において、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮し、それぞれの多様な生き方が認められる男女共同参画が進むとともに、あらゆる分野における男女格差の是正や女性の参画・活躍の拡大に向けて、さまざまな主体による取組が進んでいます。

また、DVや性暴力の根絶に向けた取組や困難な問題を抱える女性に対する支援等が進んでいます。

【基本方針】

- 男女が共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、市町および関係機関等と連携し、政策・方針決定過程に携わる女性割合の拡大に取り組むとともに、さまざまな機会・手段を活用した広報・啓発などによる男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。
- 職業生活における男女格差の是正に向け、事業者・団体等と連携し、組織における意識改革や人材育成・登用など、性別に関わらず能力を発揮できる職場環境の整備が一層進むよう取り組みます。
- DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性が必要な支援を速やかに受けることができるよう相談しやすい環境整備に取り組むとともに、多様化・複雑化する相談に対して関係機関と連携し、予防から相談・保護・自立に向けて切れ目のない支援の取組を進めます。また、引き続きDVや性暴力を許さない社会意識の醸成に向けた啓発に取り組みます。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の概要

【目的】

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

【基本理念】

- ① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題・その背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- ② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- ③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

厚生労働省ホームページを参考に作成

障がい者

【現状と課題】

障がいのある人は、家庭や地域社会の中で生活することや持てる能力を發揮し積極的に社会へ参加することへの強い欲求や願望があっても、現実には、日々の生活や社会参加、就労、情報の収集等における、さまざまな障壁があります。

このため、国においては、「障害者の権利に関する条約」の締結（2014（平成26）年）に向け、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」等の制定など法や制度の整備が順次行われてきました。2021（令和3）年6月に、障害者差別解消法が改正され、2024（令和6）年4月に、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供が義務化されることとなりました。また、2022（令和4）年には、「障害者の権利に関する条約」の締結国として、国連障害者権利委員会による総括所見が日本政府に提出されました。総括所見で行われた勧告をふまえ、国の動向を注視していく必要があります。

本県では、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を2018（平成30）年10月に施行しました。

学校教育においては、特別な支援を必要とする子どもたちは今後も増加が見込まれており、連続性のある学びの場と早期からの一貫した指導・支援の充実が求められています。また、全ての教職員が特別支援教育に関する知識・技能を身につけるとともに、ICTや先端技術の活用によって、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画の機会を増やすことが求められています。

障がいのある人が地域社会に住み、社会生活に参加するためには、障がいのある人に対する偏見や差別意識等の心の障壁、建築物や歩道の段差などの物理的な障壁、文化・情報面での障壁など、取り除かなければならない多くの障壁があります。障がいのある人が自立し、社会のあらゆる分野に参加できるよう、県民の理解を深め、環境を整備し、情報提供の充実など地域での生活を支援する取組を推進する必要があります。

【めざす姿】

障がいの有無に関わらず、誰もが尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障がい者の差別解消および虐待防止、情報保障など、障がい者の権利を守るための取組が進んでいます。

また、特別な支援を必要とする子どもたち一人ひとりの望みをふまえ、それぞれの教育的ニーズに応じた学びの場において、安全に安心して早期からの一貫した指導・支援を受けることで、持てる力や可能性を伸ばし、将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけています。

【基本方針】

- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の普及啓発、障がいを理由とする差別の解消のための支援体制等の強化や、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応のための取組を進めます。
- ユニバーサルデザインのまちづくりに対する理解を深め、県民の意識の高揚を図り、誰もが、安心して快適に過ごせる環境の整備や、分かりやすい情報等が提供されるような取組を推進します。
- グループホームなどの居住の場や日中活動の場など、障害福祉サービス等や地域生活支援事業のさらなる充実を図るとともに、障がい者本人のニーズをふまえた就労や職場定着等の支援、福祉事業所における工賃向上に取り組みます。
- 精神障がい者や家族等が、適切な医療や支援を受けて安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者の地域移行の取組やアウトリーチ、精神科救急医療体制の充実など、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。
- 幼児期から学齢期・社会参画に至るまで、必要な支援情報の引き継ぎを進め、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場においてきめ細かな指導・支援の充実を図ります。また、地域の学校との交流および共同学習などを通じて、障がいの有無に関わらず、子どもたちが互いに理解し、尊重し合いながら協働して生活していく態度を育みます。

高齢者

【現状と課題】

本県の人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は、2022（令和 4）年 10 月 1 日現在で、30.7%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の「人口統計資料集（2023 年改定版）」によると、2025（令和 7）年には 31.2%、2040（令和 22）年には 36.9%になると推計されています。

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（令和 7）年を目途に重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進していく必要があります。

高齢化の進展に伴い、高齢者に対する身体的・心理的虐待や介護放棄、財産面での権利侵害などが懸念されており、高齢者を年齢などにより一律にとらえるといった誤った理解が高齢者に対する偏見や差別を生むことや、年齢制限等により、高齢者の働く場が十分に確保されていないことなどが指摘されています。高齢者が、住み慣れた地域で、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会の構築が課題となっています。

地域において活躍している高齢者もいますが、さらに元気な高齢者が地域の担い手として参画することにより、地域における支え合いが進展するとともに、地域での役割を持った高齢者が増えることで、人生の最期まで生きがいを持って活躍することに期待が寄せられています。このため、生きがいを持って社会に参画する高齢者をさらに増やしていく取組を推進する必要があります。

【めざす姿】

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されています。

また、全ての人が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解し、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

【基本方針】

- 元気な高齢者が地域の担い手として活躍することにより、地域の支え合いが推進されることや、高齢者が社会の中で役割を持ち、生きがいを感じることで自らの介護予防にもつながる取組を推進します。
- 高齢者虐待や認知症に関する正しい知識の周知により、高齢者に対する尊厳確保や偏見・差別の解消を図るとともに、必要に応じた介護保険サービスの利用など、高齢者と暮らす家族の負担を軽減するための取組を総合的に推進します。
- 住み慣れた家庭や地域で過ごしたいという高齢者の気持ちを大切にし、利用者の視点に立った、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進します。

外国人

【現状と課題】

2022（令和4）年末の在留外国人数は、307万5,213人となり、前年末（276万635人）に比べ31万4,578人（11.4%）増加しました。

県内の外国人住民数は、57,279人（2022（令和4）年末）で、県内総人口の3.23%を占め、全国的にも高い割合です。また、公立小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒は2,301人となり、在籍する学校数は494校中233校で過去最高となっています。（2021（令和3）年5月1日時点）

こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、さまざまな人権問題が発生しています。外国人住民は言葉の壁や文化の違いなどから、地域でのコミュニケーションが図りづらく、地域社会への参画が進んでいない状況です。

外国人住民を孤立させることなく、地域社会の一員として受け入れられるよう、引き続き、国際交流協会、NPO、経済団体、市町等のさまざまな主体と連携して、多文化共生の推進に取り組む必要があります。

また、2016（平成28）年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されたことなどもふまえ、本邦外出身者等に対する不当な差別的言動のない社会の実現をめざし、その解消に向けた取組を進める必要があります。あわせて、外国人住民に向けた人権啓発にも取り組む必要があります。

県内には日本語学習を希望する外国人住民が多く存在しますが、日本語教室の空白地域があるなど、学習を希望する人が日本語教育を受けられない状況や、実施体制、運営基盤等に課題を抱える日本語教室もあります。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、日本語教育に関する課題と今後の方向性について各主体と意識を共有し、県内の日本語教育体制の整備を推進する必要があります。

2021（令和3）年5月に実施された「外国人の子供の就学状況等調査」では、不就業または、その可能性のある子どもは全国に約1万人いることが判明していることから、引き続き効果的な就学促進や日本語指導の取組を進めていく必要があります。

【めざす姿】

外国人住民が、行政等から十分な情報や支援を得ることで、生活、就労、教育等の課題の解決が図られ、安全、安心な生活を送っています。

全ての地域住民が、それぞれの文化的背景を理解し、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づき、偏見や差別のない環境のもとで、地域社会を一緒に築いています。

【基本方針】

- 学習や啓発の取組を推進し、国籍や文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで外国人住民が地域社会の一員として安心して共に生きていける社会づくりを進めます。
- 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、さまざまな主体と連携して、行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援に取り組めます。また、「生活者としての外国人」が日本語学習に容易にアクセスできるよう、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組めます。
- 子どもの就学、行政や地域活動への参加などの社会参画を推進し、外国人が当然に尊重されるべき権利の擁護のために取り組めます。

患者等

【現状と課題】

感染症、精神疾患、難病など、あらゆる病気にかかっている人やその家族等に対するさまざまな人権問題が存在します。患者の自主性が尊重され、患者が自己の症状や医療行為の目的、方法、リスク等について理解し、合意のもとに医療が提供されることが必要です。それぞれの病気に対する理解が促進されるよう、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に取り組むとともに、支援体制の充実を推進していくことが求められています。

また、感染症対策に関して、自治体や医療関係者、県民等の果たすべき役割を明らかにするとともに、差別や偏見の根絶等について定めた「三重県感染症対策条例」を2020（令和2）年12月に制定しました。引き続き、県民、事業者、国、市町、関係機関等と連携協力して、新興感染症も含めた感染症対策を推進していくことが必要です。

性感染症については、依然として偏見や差別が解消されていない状況があります。特にH I V感染症については、感染力は弱く、しかも感染経路が限られていますが、エイズ患者が報告された当初は治療法がなく、過剰なまでにエイズの恐ろしさが強調されたため、患者に対する漠然とした恐怖心が広がりました。

H I V感染症・エイズ等に関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、H I V感染拡大防止およびH I V感染者・エイズ患者等に対する偏見や差別を解消していく必要があります。

ハンセン病は、「らい菌」による感染症で、現在では、適切な治療で完治することができるにも関わらず、過去には恐ろしい病気と誤解され、患者を強制隔離する政策が行われました。誤った認識のもとで行われてきた患者に対する偏見や差別を解消するため、感染力が弱く治療法が確立していることなど、正しい知識の普及啓発に努める必要があります。

難病は原因不明で治療方法が未確立であり、疾病の認知度が低いことから社会の理解が進んでおらず、患者の就業など社会生活への参加が進みにくい状況にあります。難病患者およびその家族に対して各種相談、就労支援等を実施するとともに、患者会の活動を促進するなど、難病患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安解消に努めることが必要です。

【めざす姿】

医療現場では、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われ、感染症や難病に対する正しい知識の普及・啓発が推進されるとともに、患者および感染者等の相談・支援体制の充実が図られています。

患者および感染者等がその人権を尊重され、偏見や差別を受けることなく安心して暮らせる社会が実現されています。

【基本方針】

- 医療現場において医師や看護師等の医療関係者と患者が信頼関係に基づいて医療を進めていく、患者本位の医療体制づくりを推進します。
- 患者等に対する偏見や差別が解消されるよう、正しい知識の普及・啓発活動を推進します。
- さまざまな団体と協力して、患者等が地域で安心した療養生活を送れるように多様な支援を行います。

犯罪被害者等

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪そのものやその後遺症によって、精神的、経済的に苦しんでいるにも関わらず、追い打ちを掛けるように、周囲の人々の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、マスコミの取材、報道等によるストレス等、被害後に生じるさまざまな問題に苦しめられています。

本県では、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づく「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」において、「犯罪被害者等支援策を充実させる」を重点テーマに設定し、2017（平成29）年からその取組を進めてきました。

また、2015（平成27）年に被害が潜在化しがちな性犯罪・性暴力被害に遭った方からの相談や付添い支援等を行うため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設立しました。

しかし、2018（平成30）年に県が犯罪被害者等を対象に実施した調査では、犯罪被害者等が、支援に関する適切な情報提供を受けられていなかったり、さまざまな二次被害に苦しんでいたりとといった状況が明らかとなり、犯罪被害者等を取り巻く社会的な環境は、依然厳しいことがわかりました。

そのため、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減および犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に、2019（平成31）年3月、「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この条例に基づき、2019（令和元）年12月に「三重県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援を進めています。

【めざす姿】

犯罪被害者等を支える社会の形成に向けて、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援が途切れることなく提供されています。

【基本方針】

- 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、関係機関と連携して総合的に支援を実施します。
- 犯罪被害者等の人権問題について、偏見等による人権侵害等の新たな被害を受けることがないように、幅広い啓発活動を行います。
- 犯罪被害者等からのさまざまな相談に応じるため、相談窓口やカウンセリング体制の充実に取り組みます。

インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。また、部落差別（同和問題）や外国人、性的指向・性自認などに関する差別的な書き込みも深刻な問題となっています。

こうした状況を考慮し、国においては、プロバイダの責任や発信者情報の開示請求等について定めた「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」を施行し、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図ることとしています。

また、2022（令和4）年10月に改正プロバイダ責任制限法が施行され、発信者の情報開示を請求するためには、SNS事業者等とインターネット接続事業者に対して別々に裁判を行う必要がありましたが、一体の手続で済ませることが可能となりました。

県では、インターネット上での差別事象や人権侵害、悪質な書き込み等を防ぐため、県民に幅広く啓発活動を推進するとともに、インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングを実施し、削除要請等の早期対応を行っています。しかしながら、いったん掲示板などに書き込まれた情報は瞬時かつ広範に伝播し、インターネット上から完全に削除することは容易ではないことから、市町や関係機関を対象に説明会を開催するなど、モニタリングの実施を幅広く呼びかけ、取組の拡充を図っています。

インターネット利用者一人ひとりが、インターネットが公共空間であることを認識し、情報の収集や発信における個人の責任や情報モラルを身に付けられるよう、学校や社会において教育・啓発を推進していく必要があります。

【めざす姿】

県民一人ひとりが、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、適切にインターネットを利用しています。

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。

プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して関係機関と連携し、適切に対応しています。

【基本方針】

- 県民や事業者が、人権擁護の視点に立った正しい知識を身につけ、情報の収集・発信における責任や遵守すべきことなどの理解を深められるよう、学校や職場、地域などでさまざまな機会を通じて啓発を推進します。
- 児童・生徒の発達の段階に応じて、インターネットの適切な利用や情報セキュリティ対策、ルールやマナーを守ること等についての教育を推進します。
- インターネット上の差別的な書き込みに対するモニタリングを実施し、悪質で差別的な書き込みについては、プロバイダ等への削除要請を行うとともに、法務局に削除を依頼します。

性的指向・性自認

【現状と課題】

性的指向や性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があることから、悩みを抱えている人々が安心して暮らすことができる環境づくりを推進していく必要があります。

このため、2021（令和3）年4月に「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を施行しました。性的指向や性自認の多様性（以下「性の多様性」という。）についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていきます。

また、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、2021（令和3）年9月に「三重県パートナーシップ宣誓制度」を開始し、性の多様性についての理解が社会全体に広がるよう、取組を進めています。

学校においては、2015（平成27）年に文部科学省から、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応に当たっての具体的な配慮事項等をまとめた通知が出され、児童生徒への配慮や相談体制の充実が求められています。

こうしたことをふまえ、教職員や児童生徒が、性的指向・性自認についての理解を深めるための研修や教育を推進するとともに、児童生徒の心情等に十分配慮し、状況等に応じた適切な支援を行うことが必要です。

【めざす姿】

性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、性のあり方にかかわらず、誰もが自分らしく安心して学び、働き、暮らすことができる社会づくりを地域社会全体で進めています。

【基本方針】

- 性の多様性に関する社会の理解を深めるため、県民への啓発等の取組を推進するとともに、当事者等への相談支援や事業者への研修等を行います。
- 性のあり方に関わらず、誰もが安心して学び育ち、働き、地域に根差し、人生を共にしたい人と暮らすことができる環境づくりに向けて、市町・関係機関等と連携し、パートナーシップ宣誓制度の周知および利用先の拡充などの取組の推進を図ります。
- 学校において、性の多様性についての理解を深めるための研修や教育を推進し、児童生徒に多様性を尊重する態度を育むとともに、きめ細かな対応につなげます。

ひきこもり

【現状と課題】

ひきこもりは、「特別なものではなく、誰にでも起こりうる」あらゆる世代に関わる社会全体の問題です。

ひきこもりに至る原因やきっかけは、多種多様であり、2020（令和2）年度に県内の相談支援機関等を対象にしたアンケート調査によると、ひきこもり状態になった主なきっかけは、「人間関係がうまくいかなかった」などの就労関係が最も多く、不登校の割合も少なくありません。同調査によると、ひきこもり状態にある方のうち、30代の割合が最も高く、また、ひきこもり状態になってからの期間が「5年以上」のケースが半数を占めるなど、長期間にわたる事例が多い状況です。ひきこもり状態を長期化させないためには、当事者やその家族に必要な情報が適切に届けられ、早期に相談支援機関につながることでできる環境づくりが必要です。

ひきこもりは、複雑化・複合化、長期化、高年齢化等深刻な課題を抱えていることから、個別事案の課題解決だけでなく、社会全体として継続的な支援を講じていく必要があります。

ひきこもりに関する正しい理解を促進し、ひきこもり当事者が社会とのつながりを取り戻し、自分らしい多様な生き方を選択できるよう、社会との接点をもつ機会の提供や、就労支援も含め、段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくりに取り組む必要があります。

【めざす姿】

ひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。

【基本方針】

- ひきこもりという現象やその支援に関する情報について、ひきこもり当事者やその家族、支援者のみならず、広く県民の正しい理解が進み、当事者が自分らしい生き方を選択できるよう、社会全体の機運の醸成を図っていきます。
- ひきこもり当事者やその家族の状況把握・早期対応を行うための仕組みづくりや、相談時における適切なアセスメントなどに取り組むとともに、家族に寄り添った相談支援や、アウトリーチ（訪問型）支援の充実などに取り組めます。
- ひきこもり当事者が安心できる居場所づくり等社会との接点をもつ機会の提供、就労支援も含め、段階的・継続的に社会参加・活躍できる環境づくりなどに取り組むとともに、多様な担い手を育成・確保し、ひきこもり支援の裾野を広げていきます。

あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

これまで明らかにしてきた人権問題以外にも、以下に掲げるような問題も存在しています。これらの問題を解決し、人権が尊重される社会を築くためには、県民一人ひとりが個々の人権問題について正しい知識を持ち、理解を深めることが何よりも大切です。

互いがそれぞれの違いを認め合い、自分自身の人権だけでなく、他人の人権についても深く理解し尊重する、そのような共生の社会を実現していくために、あらゆる場面や機会を通じて人権施策の取組を推進します。

○アイヌの人々

【現状と課題】

2019（令和元）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置や、実施すべき施策の基本的な方針などが定められました。

先住民族であるアイヌの人々は、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

松阪市には、北海道の名づけ親である松浦武四郎の記念館が設置されており、アイヌの人々と共に生きる社会の実現をめざし、アイヌの歴史や文化の正しい理解に向けた取組が行われています。

県においても、アイヌの人々への偏見や差別をなくし、民族としての誇りを尊重していくため、アイヌに関する知識の普及啓発や学習活動を推進することが必要です。

○刑を終えて出所した人等

【現状と課題】

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保が困難であるなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人等が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

国では、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、第一次計画の内容を発展させた「第二次再犯防止推進計画」を策定し、「就労・住居の確保」や「民間協力者の活動の促進」などを重点課題として位置付け、再犯防止のためのさまざまな取組を地方公共団体等と連携して進めています。

刑を終えて出所した人や、その家族の人権が侵害されないよう偏見や差別の解消に向け、関係機関、団体等と連携・協力して啓発に努めるとともに、社会復帰への支援を推進することが必要です。

○災害と人権

【現状と課題】

近年、全国各地での台風や集中豪雨の影響による土砂災害や浸水害の発生、大規模な震災により、被災地域の住民が避難所に滞在するケースが多くなっています。

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する人について、その状況を把握し、それぞれの様態に応じた対応が必要となります。特に、避難時や避難所において年齢、性別、性自認、家族構成、病気、言葉の違いなどに配慮した取組が必要となっています。

これらの問題について、避難者の多様性に配慮した避難所運営に向けて市町の取組の支援や、災害時における人権問題に対する関心と認識を深める啓発など災害時にも人権が配慮される社会づくりが必要です。

○貧困等に係る人権課題

【現状と課題】

「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は、2021（令和3）年時点で11.5%でした。世帯類型別では、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は44.5%となっています。

行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用することにより、支援を要する子どもを広く把握し、効果的な支援につなげていくための体制の整備を図ることが必要です。

さまざまな課題を抱えた生活に困窮する人に対して、一人ひとりに寄り添い、自立に向けた解決型支援やつながり続けることをめざす伴走型支援を行うとともに、相談支援従事者の支援スキルの向上やアウトリーチ（訪問型）支援の充実により、これまで支援の行き届かなかった人にも必要な福祉サービス等が適切に届けられるような取組の推進が必要です。

ホームレス自立支援施策として、2018（平成30）年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果をふまえて国が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレスおよび近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

ホームレスに対する人権問題に関する相談業務を充実させ、人権侵害の事実が認められる場合は、関係機関との連携協力による適切な対応が必要です。

○北朝鮮当局による拉致問題等

【現状と課題】

北朝鮮当局による拉致は、わが国の主権および国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、人権侵害です。政府によって拉致被害者として認定された人、また、それ以外にも、拉致の可能性を排除できない行方不明者が多くいるとされています。

2006（平成18）年、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定されました。この法律では、国や地方公共団体が、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるとしてい

ます。

県では、法律に基づき、国や市町、関係機関と連携を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めていく取組や啓発を行っています。

（あらゆる人権課題の解消に向けて）

【めざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認め合い、自立した生活を送っています。

【基本方針】

- あらゆる人権課題の現状を把握し、課題への関心と認識を深めます。
- あらゆる人権課題を正しく理解するために教育および啓発活動を推進します。
- あらゆる人権課題に対応できるよう相談体制の充実に取り組むとともに、差別に係る紛争解決を図ります。



三重県人権センターと
マスコットキャラクター「ミッコロ」

三重県の「ミ」と「ココロ」をつなぎあわせた愛称の「ミッコロ」は、県の花（花しょうぶ）と差別を「しない」「させない」「ゆるさない」の3つの心（ハート）を頭につけ、県民の皆様に親しみやすく、より関心をもっていたりための人権啓発マスコットキャラクターです。

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

国や地方公共団体は、2000（平成12）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」やその他の計画、条例等に基づき、人権尊重社会の実現に向けた総合的、体系的な人権施策の実施を責務とし、推進してきました。

こうした中、県では、2022（令和4）年5月に差別解消条例を制定し、私たち一人ひとりが当事者として、自他の人権を尊重し、差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならないと表明し、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するとしています。

2022（令和4）年度からのおおむね10年先を見据えた県の長期ビジョン「強じんな美しい国ビジョンみえ」においては、一人ひとりが互いの人権を尊重するとともに、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが個性や能力を持つ個人として尊重され、希望を持って日々自分らしく生きることができ、自分の目標に向けて挑戦し、能力を発揮し、参画・活躍できるよう取り組むとしています。

市町をはじめ地域のさまざまな主体と連携しながら地域共生社会の実現に取り組むとともに、人権が尊重され、誰もが参画・活躍できるよう環境づくりを進める必要があります。

2 人権施策の推進体制と仕組み

県では、この基本方針に基づき、具体的な取組を進めるために、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「行動プラン」という。）を策定するとともに、以下の推進体制と仕組みにより、総合的、積極的に人権施策を推進します。

（1）推進体制

① 国・都道府県・市町および関係団体等との連携

県民一人ひとりが人権尊重の意識を高めていくためには、地域社会全体での取組が不可欠です。国、市町、関係団体、人権問題の解決をめざす民間団体が、それぞれの役割や独自性をふまえた自主的な取組を展開していく必要があります。県は、これらの機関・団体との相互理解を深め、緊密な連携・協力を取りながら、実効のある施策の推進を図ります。

また、県と各市町で構成する三重県人権・同和行政連絡協議会を通じて、これまで以上に県と市町が連携を密にし、差別解消に向けた総合的な行政施策を積極的に推進していきます。

さらには、法務局、労働局等の国の機関や県の各相談機関等で構成する人権相談

ネットワーク会議については、構成機関相互の連携・協力関係を一層強化します。

県民一人ひとり、事業者、住民組織・NPO、市町等との連携・協働に向けて、この基本方針や県の人権施策に対する理解を深める啓発を行っていきます。

なお、県や市町が人権施策を推進するにあたっての財政的支援や差別を解消するための制度の改正に向け、他都道府県と連携し、国へ要望していきます。

② 県庁内の横断的推進体制

県の推進体制では、人権施策に係る取組の進捗管理、課題と方向性の検討、他の施策との連携等について取り組むため、各部、地域機関等の横断的な連携体制を充実します。

個々の事業を推進していく上で基本となる仕組みとして、各部、地域機関相互の情報共有、課題解決のための実務担当者の会議を開催します。

また、職員一人ひとりが人権感覚を磨き、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるよう、人権研修を計画的・体系的に実施します。

(2) 進捗管理の仕組み～年次報告～

人権施策を構成する県事業の多くは、各部が所管する施策目的のために実施しています。

このため、基本方針で示す人権尊重社会を実現するために、人権施策として取り組むべき内容として事業を再構築したものを、「行動プラン」として整理します。また、「行動プラン」には、取組の成果や効果をあらわす指標を設定し、定期的に進捗管理を行います。

「行動プラン」の進捗管理にあたっては、毎年度の取組の成果や課題、翌年度の改善方向等を年次報告として取りまとめ、三重県人権施策審議会で課題や取組方向について協議し、県議会へ報告するとともに、公表します。

(参考) 用語説明

本文に掲載されている用語の説明です。

「掲載箇所」に記載されている内容は、以下のとおりです。

- ・ 第1章：第1章に掲載されています。
- ・ ○○○：第2章の該当する人権課題等(○○○)に掲載されています。

単語(事項等の名称)	解 説	掲載箇所
A B C (アルファベット)		
D V (ドメスティック・バイオレンス)	配偶者や恋人など、親密な間柄にある、またはあった者からの身体的・心理的な暴力などのことです。	紛争解決に向けた取組の充実 女性
H I V 感染症・エイズ	H I V は、ヒト免疫不全ウイルスのことです。このウイルスに感染すると免疫力が徐々に低下し、本来なら自分の力で抑えることのできる病気などを発症するようになってしまいます。代表的な23の疾患が発症した時点で、エイズ(後天性免疫不全症候群)と診断されます。現在はH I V に感染しても、治療によりエイズ発症を防ぐことができます。	患者等
S D G s (エスディージーズ)	持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)。2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された2030アジェンダにおける2030年までに達成すべき国際社会全体の開発目標。	第1章 女性
S N S (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、限られたユーザーだけが参加できるWebサイトの会員制サービスのことです。友人同士が集まったり、同じ趣味を持つユーザーが集まったり、近隣地域のユーザーが集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接なユーザー間のコミュニケーションを可能にしています。	インターネットによる人権侵害
五十音		
アウトリーチ	「手を伸ばす」という英語から派生した言葉であり、医療や福祉の分野では、予防的な支援や介入的な援助が必要な場合に、援助者が被援助者のもとへ出向き、具体的な支援を提供することです。	障がい者 ひきこもり あらゆる人権課題の解消に向けて
ジェンダー平等	性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めてゆくことです。	女性
障害者の権利に関する条約	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約のことです。	障がい者
地域包括ケアシステム	地域住民が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、要介護者への医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの有機的かつ一体的な支援が切れ目なく提供される体制のことです。	高齢者

同和地区	我が国では部落差別（同和問題）の解決に向け、2002（平成14）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や教育・啓発などの取組が進められてきました。この法律によって指定されていた対象地域を示しています。なお、県は同法の失効以後、地域を限定した施策を行っていません。	部落差別 （同和問題）
難病	難病の患者に対する医療等に関する法律（2014（平成26）年）では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとしています。	相談体制の 充実 患者等
二次被害	相談などの時、被害者に対して不適切な対応をすることで、さらなる心理的被害が生じ、被害者が深く傷ついてしまうことをいいます。	犯罪被害者 等
ハンセン病	らい菌による感染症で、感染力がとて弱く、日常生活で感染することはほとんどありません。今日では治療法が確立されています。治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。	患者等
ビジネスと人権	企業活動における人権尊重の概念であり、2011（平成23）年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が採択されたことを契機に注目されるようになりました。日本では2020（令和2）年に関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「ビジネスと人権」に関する行動計画が策定されました。	第1章
三重県パートナーシップ宣誓制度	お互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓した二人（一方または双方が性的少数者）に対して、県が宣誓書受領書等を交付する制度。	性的指向・ 性自認
ヤングケアラー	一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。	子ども
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。	第1章 障がい者

三重県人権施策基本方針（第三次改定）について

○ 「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の調査審議の経過	1
○ 三重県人権施策の計画体系	2
○ 「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の主な改定ポイント	3
○ 「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の概要	5
○ 三重県人権施策審議会委員名簿	7
○ 「人権県宣言」に関する決議	8
○ 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」	9

【参考】

○ 世界人権宣言	16
○ 日本国憲法（抄）	20
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	22
○ 障害者差別解消法	23
○ ヘイトスピーチ解消法	28
○ 部落差別解消推進法	30

「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の調査審議の経過

2022（令和4）年

9月6日 令和4年度第2回三重県人権施策審議会
→基本的な考え方、全体スケジュール等

2023（令和5）年

1月13日 令和4年度第3回三重県人権施策審議会
→基本方針の改定に向けて意見交換

4月27日 令和5年度第1回三重県人権施策審議会
諮問
→骨子（案）検討

8月22日 令和5年度第2回三重県人権施策審議会
→中間（案）検討

10月13日～
11月13日 中間（案）に係るパブリックコメントの実施

12月20日 令和5年度第3回三重県人権施策審議会
→パブリックコメントの結果等をふまえ、最終（案）の検討
答申

2024（令和6）年

2月19日 令和6年定例会2月定例会会議
議案第58号「三重県人権施策基本方針の変更について」
を提出

3月22日 令和6年定例会2月定例会会議
議案第58号可決

◆ 県民意見の募集結果等

○パブリックコメント実施期間：2023（令和5）年10月13日～11月13日

○意見提出人数等：22名（個人）、1団体

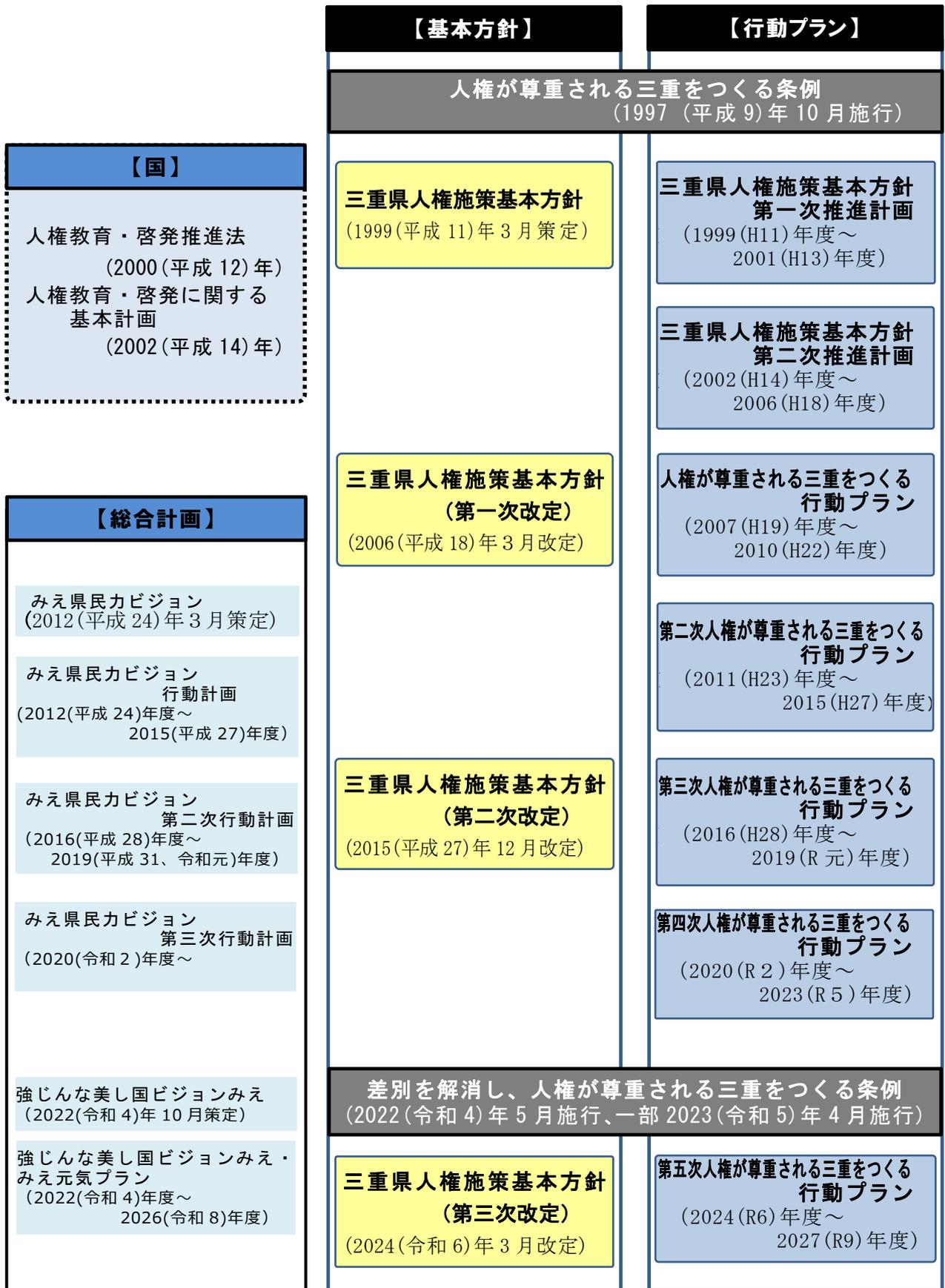
○意見件数：53件

○内訳

項目	全体	第1章	第2章	第3章	計
件数	5	12	31	0	48

※意見件数53件のうち、類似する意見の集約等により項目別の合計は48件となっています。

三重県人権施策の計画体系



三重県人権施策基本方針（第三次改定）の主な改定ポイント

1 構成について

基本方針（第二次改定）の第1章「基本的な考え方」、第2章「人権施策の推進」、第3章「人権施策の推進体制等」について、体系、項目を見直しました。

（1）人権施策体系の見直し

人権施策を目的別に、①人権啓発および人権教育の推進、②差別その他の人権問題を解消するための施策の推進、③課題別施策の推進の3つに整理し、

- ・基本方針（第二次改定）第2章の「1 人権が尊重されるまちづくりのための施策」を「県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり」として、第1章の「4 人権尊重のための基本姿勢」に位置付けました。
- ・基本方針（第二次改定）第2章の「4 さまざまな人権課題」の「性的マイノリティの人びと」は、第2章の「3 課題別施策の推進」に「性的指向・性自認」として位置付けました。
- ・第2章の「3 課題別施策の推進」に、新たに「ひきこもり」を追加しました。また、当該項目の「ホームレス」は、「あらゆる人権課題の解決に向けて」の中の「貧困」に含めました。

（2）項目の見直し

基本方針（第二次改定）の第1章では、「1 基本方針改定の経緯」、「2 めざす社会」、「3 基本理念」となっている項目に、「4 人権尊重のための基本姿勢」を追加しました。

2 主な改定箇所（修正・追加項目）

第1章 基本的な考え方

（1）「基本理念」

「3 基本理念」では、差別解消条例の7つの基本理念と2つの禁止規定を、「多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現」、「差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現」に整理し、記述しました。

（2）「基本姿勢」

「4 人権尊重のための基本姿勢」では、差別解消条例第5条から第7条に規定する「県の責務」「県民の責務」「事業者の責務」をふまえ、「県、県民、事業者それぞれの主体の役割」、「県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり」として整理し、記述しました。

第2章 人権施策の推進

（1）「差別その他の人権問題を解消するための施策の推進」

「相談体制の充実」と併せて、差別解消条例で新たに規定された「不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制」を、第2章に「紛争解決に向けた取組の充実」として位置づけました。

(2) 「課題別施策の推進」に、「性的指向・性自認」、「ひきこもり」を追加
人権をめぐる社会状況の変化等をふまえた新たな課題に対応するため、新たに
項目を追加しました。

(3) 人権をめぐる社会状況の変化等をふまえた所要の見直し

全ての施策について、社会状況の変化や、国における法制度等の整備、本県に
おけるそれぞれの分野における条例の制定や計画の策定等をふまえ、施策の基本
的な方向や取組項目について、修正、追加するなど所要の見直しを行いました。

第3章 人権施策の推進体制等

「人権施策の推進体制と仕組み」

基本方針（第二次改定）の「2 人権施策の推進体制と仕組み」の「(1) 推進
体制」の「①パートナーシップで築く推進体制」は、「国・都道府県・市町および
関係団体等との連携」とし、整理しました。

「三重県人権施策基本方針（第三次改定）」の概要

第1章 基本的な考え方

1 基本方針改定の経緯

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」に新たに規定された基本理念や紛争解決体制を明記するとともに、2022(令和4)年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果や2015(平成27)年12月の第二次改定以降に明確になった課題などをふまえて見直しました。

2 めざす社会

「差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会」の実現

3 基本理念

全ての県民が互いに認め合い、人権が尊重される社会の実現に向け、次のことを基本理念とする。

- (1) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現
- (2) 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

4 人権尊重のための基本姿勢

(1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割

行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、県民一人ひとりが人権尊重の視点に立ってそれぞれの主体に応じた役割を果たす。

(2) 県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり

県民、事業者、NPOなどが相互に連携を図り、「人権が尊重されるまちづくり」の取組を展開する。

第2章 人権施策の推進

1 人権啓発および人権教育の推進

(1) 人権啓発

あらゆる人権課題について、自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行う。

(2) 人権教育

人権尊重の意識や行動力を育む取組を教育活動全体を通じて推進する。

2 差別その他の人権問題を解消するための施策の推進

(1) 相談体制の充実

相談窓口の広報に取り組み、「助言、調査、関係者間の調整」等の必要な対応が実施できるよう体制の充実を図る。

(2) 紛争解決に向けた取組の充実

差別解消条例に基づく、「助言、説示及びあっせん」を迅速かつ適切に実施し、問題解決を図る。

3 課題別施策の推進

○部落差別（同和問題）

県民一人ひとりが自らの課題として受け止め、実際の行動に結び付くよう教育・啓発活動を推進する。

○子ども

子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域等さまざまな主体が連携した取組を促進する。

○女性

男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援の取組を進める。

○障がい者

ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別解消の支援体制の強化を進める。

○高齢者

虐待や認知症に関する知識の周知により、高齢者の尊厳確保等を図るとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進する。

○外国人

行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、さまざまな主体と連携して日本語教育の体制づくりに取り組む。

○患者等

患者本位の医療体制づくりの推進や、患者等に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及・啓発を推進する。

○犯罪被害者等

犯罪被害者等のカウンセリング体制の充実に取り組むとともに、権利や利益の保護のため総合的な支援を実施する。

○インターネットによる人権侵害

人権の視点に立った正しい知識や理解を深める啓発の推進や差別的な書き込みに対するモニタリングを実施する。

○性的指向・性自認

性の多様性に関する社会の理解を深める啓発の推進やパートナーシップ宣誓制度の周知と利用先の拡充を図る。

○ひきこもり

ひきこもり当事者の把握・早期対応を行うための仕組みづくりやアウトリーチ（訪問型）支援の充実に取り組む。

○あらゆる人権課題の解消に向けて（アイヌの人々、刑を終えて出所した人等、災害と人権、貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

あらゆる人権課題に対する教育・啓発活動を推進し、相談体制の充実や紛争解決を図る。

第3章 人権施策の推進体制等

1 人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む。

2 人権施策の推進体制と仕組み

(1) 国・都道府県・市町、関係団体と連携して取り組み、県庁内では横断的な推進体制で取り組む。

(2) 具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定し、毎年度の取組の成果や課題を年次報告として取りまとめる。

三重県人権施策審議会委員名簿

(2023 (令和 5) 年 4 月 27 日～2023 (令和 5) 年 12 月 20 日)

氏名	所 属	
委員 秋山 則子	NPO法人三重県子どもNPOサポートセンター副理事長	
委員 上川 かずみ	一般財団法人三重県知的障害者育成会理事	
会長代理	上野 尚子 (令和 5 年 6 月 3 日～)	三重県人権擁護委員連合会会長
	松井 睦夫 (～令和 5 年 6 月 2 日)	”
委員 川北 秀成	NPO法人三重県精神保健福祉会理事	
会長代理 小林 慶太郎	学校法人暁学園四日市大学副学長	
会 長 田中 亜紀子	三重大学人文学部教授	
委員 中川 絵里子	公益社団法人認知症の人と家族の会三重県支部代表	
委員 西川 純忠	三重県人権・同和行政連絡協議会会長	
委員 萩 文明	中日新聞三重総局総局長	
委員	原口 悦子 (令和 5 年 6 月 24 日～)	公益社団法人三重県看護協会副会長
	福本 美津子 (～令和 5 年 6 月 23 日)	”
委員 福島 月子	公益社団法人三重県障害者団体連合会理事	
委員	藤田 和彦 (令和 5 年 10 月 25 日～)	日本労働組合総連合会三重県連合会事務局長
	藤岡 充昭 (～令和 5 年 10 月 24 日)	”
委員 堀川 克法	公益社団法人三重県人権教育研究協議会事務局長	
委員 松岡 克己	部落解放同盟三重県連合会執行委員長	
委員	村岡 敏樹 (令和 5 年 10 月 1 日～)	株式会社百五銀行人事課課長
	西川 孝則 (～令和 5 年 9 月 30 日)	”
委員 森 絵里	三重県PTA連合会理事	
委員 森 一恵	三重弁護士会推薦弁護士	
委員 山本 壽人	三重県民生委員児童委員協議会会長	
委員 横山 真弓	法務省津地方法務局人権擁護課課長	
委員 和田 京子	NPO法人伊賀の伝丸代表理事	

(五十音順、敬称略)

※ 諮問日 (2023 (令和 5) 年 4 月 27 日) から答申日 (2023 (令和 5) 年 12 月 20 日) までの委員名を記載しています。

「人権県宣言」に関する決議

民主的で平和な社会をつくるためには、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が尊重されることが必要かつ不可欠である。

しかしながら、我が国における人権侵害は、今なお依然として存在しており、この問題を解決することは国民的緊急課題である。

よって、本県議会は、「人権県宣言」を行い、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を期する。

以上、決議する。

平成 2 年 3 月 23 日

三重県議会

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

令和4年三重県条例第25号

前文

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による不当な差別も受けることなく、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、侵すことのできない永久の権利である。こうした世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念は、人類普遍の原理である。

このような理念の下、人権が尊重される社会の実現に向けて世界的に不断の努力が続けられている。地方公共団体における人権尊重に関する先駆的な取組も踏まえ、近年、我が国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、不当な差別の解消等を図るための人権尊重に関する法整備が進められつつある。

三重県においては、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んできた先人たちの努力により、県民の間において人権を大切にする意識が醸成されてきた。こうした中、三重県議会では平成2年に全国に先駆けて人権県宣言を決議し、県においても人権が尊重される社会の実現に関する施策に取り組んできた。

しかしながら、現在もなお、不当な差別をはじめとする人権問題が存在している。

これらの人権問題については、人権侵害行為を受けた者等にその解決の責任がないことは当然であり、人権侵害行為を行った者等がその責任を負わなければならない。また、これらの人権問題の多くは、社会構造の中で生じており、社会として解決していくことが必要である。私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念の下、人権県宣言の趣旨にのっとり、社会全体の共通認識としてあらゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行為を許さないと改めて宣言するとともに、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 人種等の属性 人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。
- 二 不当な差別 人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であって、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- 三 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、^{ひぼう}誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。
- 四 人権問題 人権侵害行為その他の人権に関する問題をいう。

(基本理念)

第3条 不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重に関する施策（以下「人権施策」という。）及び県民、事業者等が行う人権尊重に関する活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 社会のあらゆる分野において人権が尊重されること。
- 二 対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること。

- 三 不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。
- 四 人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること。
- 五 人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進すること。
- 六 人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと。
- 七 不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること。

第4条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

- 2 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為をしてはならない。

(県の責務)

第5条 県は、前2条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、不当な差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。
- 3 県は、県が設置する公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。）における人権侵害行為の防止に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する人権施策に協力するものとする。
- 3 県民は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

(特定電気通信役務提供者の責務)

第8条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第2条第2号に規定する特定電気通信設備をいう。以下この項において同じ。）の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であって、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。

(三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務)

第9条 三重県議会の議員、知事その他の県の公務員は、基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする。

(県と市町との協働)

第10条 県は、市町と協働して人権施策を実施するとともに、市町に対し、県と協働して不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町と不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の情報の共有を図るとともに、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

第2章 人権施策基本方針

第11条 知事は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重の基本理念
- 二 人権教育及び人権啓発に関すること。
- 三 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制に関すること。
- 四 不当な差別その他の人権問題に係る分野ごとの施策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

5 知事は、毎年一回、人権施策基本方針に基づく人権施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

第1節 相談体制

第12条 県は、不当な差別その他の人権侵害行為を受けた者、その家族その他の者からの人権侵害行為その他の人権問題に関する相談に応じなければならない。

2 県は、前項の相談(以下この章において単に「相談」という。)があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 市町、関係機関等と必要に応じて連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。
- 二 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 相談に応ずる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 県は、第2項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談に応ずる者に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

第2節 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

(助言、説示及びあっせんの申立て)

第13条 不当な差別を受けた者(属性情報収集等の対象となった者を含む。第3項において同じ。)、その家族その他の関係者は、不当な差別(属性情報収集等を含む。第15条において同じ。)に係る紛争(以下「差別事案」という。)に関し、相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言、説示又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる。

2 前項の「属性情報収集等」とは、正当な理由なく、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であって、その者に対する不当な差別を助長し、又は誘発するおそれがあるものの収集を行い、依頼し、又は受託する行為をいう。

3 不当な差別を受けた者の家族その他の関係者は、不当な差別を受けた者の意思に反して第1項の申立てをすることができない。

4 第1項の申立ては、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。

- 一 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。
- 二 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。

- 三 法令（民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）を除く。）に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。
- 四 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。
- 五 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成 30 年三重県条例第 69 号）第 18 条第 1 項の申立てを行うことができるものであること。
- 六 行為の日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から 3 年を経過したものであること。
- 七 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。
- 八 差別事案に係る相手方（以下この節において単に「相手方」という。）が不明であるものであること。

（助言、説示及びあっせん）

- 第 14 条** 知事は、前条第 1 項の申立て（以下単に「申立て」という。）があったときは、当該申立てをした者（以下この節において「申立人」という。）、相手方その他の関係人（説示にあっては、相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に限る。）に対し、助言、説示又はあっせんを行うものとする。ただし、助言、説示又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。
- 2 知事は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。
 - 3 知事は、助言（第 1 項の規定による助言に限る。以下この節において同じ。）、説示若しくはあっせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に関係する県の機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 4 知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
 - 5 助言、説示又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。
 - 6 知事は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

（勧告）

- 第 15 条** 知事は、助言、説示又はあっせんを行った場合において、不当な差別に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

（意見の聴取）

- 第 16 条** 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所、差別事案の内容及び当該期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類等を提出することができることを示して、勧告の対象となる者又はその代理人（以下この条において「対象者等」という。）の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。
- 2 対象者等は、前項の期日への出頭に代えて、知事に対し、当該期日までに陳述書、証拠書類等を提出することができる。
 - 3 知事は、対象者等が正当な理由なく意見の聴取（前項の規定による陳述書、証拠書類等の提出を含む。）に応じないときは、第 1 項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

（助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表）

- 第 17 条** 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言、説示若しくはあっせん又は勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

(三重県差別解消調整委員会)

- 第 18 条 第 14 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県差別解消調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。
- 2 調整委員会は、委員 10 人以内で組織する。
 - 3 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
 - 4 委員は、調整委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する者のうちから知事が任命する。
 - 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 調整委員会に、差別事案に係る専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
 - 8 専門委員は、差別事案に係る専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
 - 9 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 10 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 11 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
 - 12 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策

(人権教育及び人権啓発)

- 第 19 条 県は、市町、関係機関等と連携し、学校教育等を通じて、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念を体得させ、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むため、必要な人権教育を積極的に行うものとする。
- 2 県は、市町、関係機関等と連携し、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念に対する理解を深め、不当な差別その他の人権問題の発生を防止するため、必要な人権啓発を積極的に行うものとする。
 - 3 県は、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権問題に係る当事者がその困難を克服することを支援するため、人権侵害行為による被害に係る支援に関する制度の周知その他の人権啓発を積極的に行うものとする。
 - 4 前 3 項の人権教育及び人権啓発(次項において単に「人権教育及び人権啓発」という。)は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、県民が、その発達段階に応じ、当該人権教育及び人権啓発に係る内容に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用及び県民の自発性の涵養を旨として行われなければならない。
 - 5 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。

(人権侵害行為による被害の救済)

- 第 20 条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権侵害行為による被害の救済を図るため、人権侵害行為を受けた者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(実態調査)

- 第 21 条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題の実態を把握するための調査を行うものとする。
- 2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな不当な差別その他の人権問題が生じないように留意しなければならない。

(情報の収集、蓄積及び分析)

第22条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の必要な情報の収集、蓄積及び分析を行うものとする。

(インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止)

第23条 県は、インターネットを通じて行われる人権侵害行為を防止するため、モニタリング(インターネット上の人権侵害行為に係る情報を監視することをいう。)、インターネット上での人権啓発、インターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図るための教育及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(災害等の発生時における人権侵害行為の防止等)

第24条 県は、災害その他緊急事態の発生時において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5章 三重県人権施策審議会

第25条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県人権施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

5 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(財政上の措置)

第26条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 調整委員会の委員の選任のために必要な行為その他の第3章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の日前においても行うことができる。

(人権施策基本方針に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の人権が尊重される三重をつくる条例第5条第1項の規定に基づく人権施策基本方針は、この条例による改正後の差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例(次項及び附則第五項において「新条例」という。)第11条第1項の規定に基づく人権施策基本方針が定められるまでの間、同項の規定に基づく人権施策基本方針とみなす。

(助言、説示又はあっせんの申立てに関する期間に関する経過措置)

4 この条例の公布の日から令和5年3月31日までの間に、新条例第13条第4項第6号の期間が経過することとなる差別事案については、同項の規定にかかわらず、同年4月1日から起算して6月以内に限り、申立てをすることができる。

(審議会の委員に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に従前の三重県人権施策審議会の委員である者は、この条例の

施行の日に、新条例第 25 条第 5 項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、同日における従前の三重県人権施策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(検討)

- 6 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね 4 年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

世界人権宣言

1948年 第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えること否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

昭和 21 年公布

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

（基本的人権の享有）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由、権利の保持の責任とその濫用の禁止）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等、貴族の禁止、栄典）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（集会、結社、表現の自由、通信の秘密）

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住、移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章 最高法規

(基本的人権の本質)

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成25年法律第65号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）
 - ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。
- 七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(国民の責務)

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
 - 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
 - 四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項
 - 五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置 (行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

- 第10条** 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
 - 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
 - 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

- 第11条** 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。
- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第12条** 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

- 第13条** 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第4章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

- 第14条** 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

- 第15条** 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第16条** 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

- 第17条** 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第18条** 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第19条** 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

- 第20条** 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

- 第21条** この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

- 第22条** 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

- 第23条** この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

- 第24条** この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

- 第25条** 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第9条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

附 則 (令和3年6月4日法律第56号)

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28年法律第68号

前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

- 第7条** 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
(不当な差別的言動に係る取組についての検討)
- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年法律第109号

(目的)

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

三重県人権センターのご案内

三重県では、人権尊重の考え方を広め、部落差別をはじめとする、あらゆる差別をなくし、全ての県民の人権が保障される社会の実現を図ることを目的に、三重県人権センターを設置しています。

人権に関する問題についての理解を深めていただくため、講座・講演会等を開催するほか、各種啓発事業を行っています。

また、図書・ビデオ・DVD等の貸出サービス、人権相談（電話相談・面接相談・法律相談〔要予約〕）等の事業を行っています。

そのほか、常設展示室では、子どもから大人までの全ての県民を対象に人権問題を理解していただくための資料を展示しています。人権センターでは、県民の皆さん一人ひとりが人権問題を身近にある自らの問題として気づき、学び、行動するための多様な機会を提供していますので、ぜひご利用ください。



住所 〒514-0113

津市一身田大古曾 693 番地 1

T E L 059-233-5501

F A X 059-233-5511

E-mail jinkenc@pref.mie.lg.jp

開館時間 8時30分～17時15分

休館日 月曜日（月曜日が祝日の場合は開館）、祝日の翌日（この日が土・日・祝日の場合は開館）、年末年始（12月29日～1月3日）



人権相談 ・相談員 月～金曜日（祝日を除く）9時～17時
・弁護士 第3水曜日（祝日の場合は翌日）
13時～16時（要予約）
【相談電話】 059-233-5500

三重県人権センター <https://www.pref.mie.lg.jp/JINKENC/HP/index.htm>

三重県人権施策基本方針(第三次改定)

2024(令和6)年3月発行

三重県環境生活部人権課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069

e-mail jinken@pref.mie.lg.jp

基本方針は、下記ホームページにも掲載しています
三重県 人権施策総合 <https://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/index.htm>